

## 1993 年 SNA の生産境界・資産境界をめぐって ポパー 3 世界論と生産境界

専修大学 経済学部  
作間逸雄<sup>\*</sup>)

[sakuma@isc.senshu-u.ac.jp](mailto:sakuma@isc.senshu-u.ac.jp)

### 1. はじめに

わが国の国民勘定統計の 1993SNA への移行作業が完了した。1978 年に行なわれた「新 SNA 移行」、すなわち、1968 年 SNA への移行以来、22 年を経てのことであった。<sup>1</sup> 移行をめぐって、さまざまな議論が行なわれたが、そのなかには、生産境界や資産境界に関連する議論もあった。とくに、ソフトウェアや研究・開発、あるいはより広くくり方をすれば、「無形固定資産」に関する議論は、移行をめぐる議論のひとつの焦点であったといえるだろう。

しかし、現在でも、SNA の生産境界・資産境界をめぐる議論は、決して、よく整理されたものとはいえないと思われる。本稿の目的も、その議論にかかわっている。しかし、本稿は、SNA の生産境界や資産境界をめぐる包括的な議論を行なうことを目的としてはいない。むしろ、そうした議論に、ひとつの観点を提供することによって、錯綜した議論に見通しを与えるようにすることにある。より具体的には、20 世紀を代表する哲学者のひとり、カール・ポパー (Karl R. Popper) の <3 世界論> を援用することにより、生産とは、世界 1 に 世界 2 や世界 3 ではなく 変化を与える、何かである、ことを主張することにある。<sup>2</sup>

---

<sup>\*</sup>) 本稿は、専修大学社会科学研究所グループ研究助成 A 「国民経済計算の研究」(1997 年 - 1999 年度) の成果の一部であると考えられる。いつもながら、国民経済計算研究会の常連諸兄姉の支援に感謝する。とくに、有吉範敏教授 (熊本大学)、出口弘教授 (京都大学) には、貴重なご示唆をいただいた。感謝する。

<sup>1</sup> 1968 年 SNA は、United Nations, A System of National Accounts, 1968 (Sales No. E.69.XVII.3.)、1993 年 SNA は、United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, and World Bank, System of National Accounts 1993, prepared under the auspices of the Inter-Secretariat Working Group on National Accounts, 1993 (Sales No. E.94.XVII.4.)。

<sup>2</sup> この時点でポパーの 3 世界論についてイメージをもつためには、後出の図 3 を参照することを勧める。要するに、客観的に存在する物的対象の世界が世界 1、感情や思考の主観的経験の世界が世界 2、概念、アイデア、言明、議論等、思考の内容あるいは客観的知識の世界が世界 3 である。

しかし、3世界論を導入するまえに、ひとつの寄り道をすることにしよう。

国連を中心とした改訂作業の過程においても、わが国の移行作業においても、国民経済計算に特有な手続きとしての<帰属>(imputation)について、いくつかの異論が提出された。国民勘定統計の確立した慣行である「帰属家賃」(imputed rent)に対してすら、国民経済計算調査会議の場で疑義が表明されたことは印象的なことであった。<sup>3</sup>次節で「帰属家賃」の擁護を試みる。帰属手続き一般についても、論点が提示されるであろう。

そのあとで、ポパーの3世界論を導入し、1968年SNAでは、生産境界がポパーの世界1に厳密に限定されていたことと、それが1993年SNAで世界3の一部を含むかたちで拡大されたことを見る。ソフトウェアの生産が世界1の出来事として解釈できるものであることに注意したうえで、1993年SNAの取り扱いが必ずしも望ましいものではなく、1968年SNAの生産境界がもっていた正当性に言及しよう。こうした議論は、もちろん、資産境界の問題にも関連するものでもある。

最後に、「国民経済計算」が、合意形成をする主体としての「国民」「日々の人民投票」(ルナン、1882年)としての「国民」の意味で の意思を問うための基礎データを提供するものであることを、強調することにより、「帰属」が担う役割に注意を向けたい。

## 2. 「帰属家賃」の擁護

金融手段の所有権の移動を伴わない活動を取引として記録することは、国民経済計算ではめずらしいことではない。物々交換は別にすると、その大きな理由は、国民勘定で記録されるべき対象を確定するさいに、「貨幣取引」でなく、いわば、生産が<出発点>であることにある。まさに、「生産活動こそ基本なのである」(1993SNA、1.20段)。生産がなされたと判断される場合、そこに貨幣取引が観察されない場合でも、勘定内に取引を記録する、すなわち、帰属処理が行なわれる可能性がある。「帰属」、「imputation」とは、<推定>あるいはむしろ<みなし>のことである。

生産がなされたかどうかの判断は、「生産の境界」の問題である。1993年SNAは、生産の境界の説明に、その「二重性」を導入した。すなわち、より広い一般的な経済的生産の境界と慣行上の境界との二重性である。前者は、「ヒル基準」(「第三者基準」)により確定される、時代を貫通して、あるいは当該国・地域の経済発展段階にかかわらず描かれる境界であるが、後者は、統計慣行の問題として、市場向けに行なわれる、貨幣の受取・支払のある(および物々交換の対象となる)財・サービスの生産の外側に、必ずしもマージナルでない分量の帰属を付け加えて、国民勘定統計推計の実務で実際に利用される境界である。<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 国民経済計算調査会議第1回サテライト部会における吉岡完治慶応大学教授の発言。1998年11月5日。

<sup>4</sup> ヒル基準とは、人間活動が<そうしようと思えば、他のひとにやってもらうこともでき

貨幣の支払、受取が観察されることは、生産活動の有無と、とくに密接な関係があるわけではない。だからこそ、生産が出発点であることを強調する必要がある。また、そのように主張することは、よく見られる帰属への疑義あるいは敵視への対応としても必要なことであろう。そのレトリックは、次のようなものである。帰属は、市場の不均衡と無関係だ、たとえば、有効需要管理政策を実施するさい、需要と供給に同額の上乗せをするにすぎない帰属は、不均衡の所在を不鮮明にする、むしろ、帰属のなかに、不均衡が埋もれてしまう。要するに、帰属計算は、有効需要管理政策の実施に対して有害である。<sup>5</sup>

国民勘定統計の伝統的な役割が、有効需要管理政策に対して基礎データを提供することであったことから見て、こうした批判は、現行の国民勘定統計の推計業務にとって大きなダメージを与えうるものである。しかし、果たしてそうなのであろうか。

確かに、帰属家賃のような自己勘定生産は、需要にも供給にも定義上同額だけプラスされるから、不均衡の存在には関係ない。しかし、不均衡の度合いや深刻さの問題となると話は、別である。たとえば、GDPの何%が不況で失われたかを計算しようとする場合、影響があることを考慮する必要があるだろう。GDPの中で安定的に推移する部分は、そのようなものとして記録されるべきであろう。それは、たとえば、持ち家であり、政府関係の多くの活動である。持ち家が借家以上の規模を有することは、図1で示した。

筆者は、不十分なものではあるが、ひとつの基準を提出していたことがある。<sup>6</sup>すなわち、広義の生産境界の内側にある、任意の2つの活動の間の選択が経済的意思決定として行なわれる場合、一方を狭義の生産境界内と指定するならば、他方も生産境界内としないと、不合理が生じる。したがって、そのような場合、両者を生産境界内とすべきである。

たとえば、借家に住んで家賃を払うことに対して、<住宅サービスが生産され消費されている>(そして住宅サービスを享受している)と考えるのであれば、持ち家住宅に住むことに対してもそう考えなければならない。実際、借家に住むことと持ち家住宅に住むこととの選択は、そのときの市場家賃の動向、不動産価格、ローン利子率、借り入れなどに強く影響される、経済的意思決定である。もし、借家に住むことだけを生産と考えてしま

---

たかどうかが>によって、生産と非生産に分類する基準である。たとえば、睡眠、運動、勉強などは、ひとにかわってもらえない。したがって、それらは非生産である。一方、ひとり暮らしであっても、炊事、洗濯、掃除などは、自分でやることも、ひとにやってもらうこともできるので、それらは生産である。ひとつの家計を単位として見ると、介護、看護、保育等は、家計内で行なうこともできるし、第三者に対価を払って(もしかすると、払わないで)やってもらうこともできる。したがって、それらは生産である。Hill, T.P., "Do-it-yourself and GDP," Review of Income and Wealth, ser25, 1979を見よ。Hill, T.P., "On Goods and Services," Review of Income and Wealth, ser23, 1977も参照されるべきであろう。

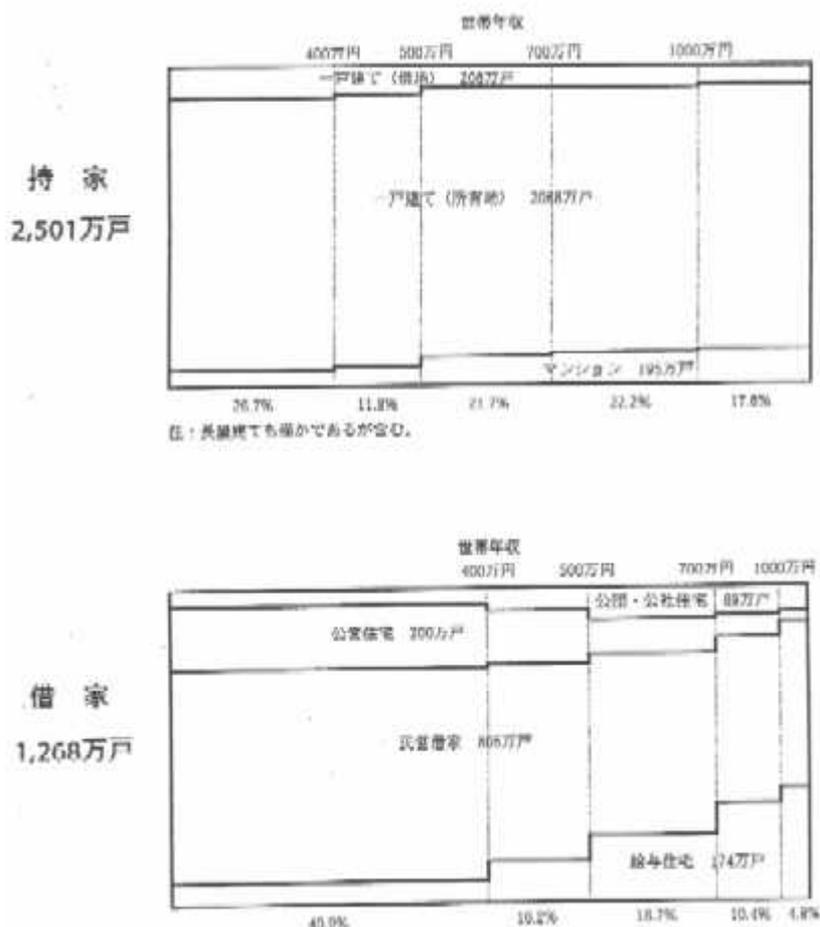
<sup>5</sup> わが国においても、97年に始まる景気後退に際して、過去の期間に建設された(規模の大きい)住宅の帰属家賃の大きさが景気後退の様相を不明瞭にしたという批判がある。

<sup>6</sup> 拙稿「国民経済計算における1993年SNAの意義」『(専修大学)社会科学年報』第30号、1996年、224頁。

うと、たとえば、ローン利率が下がり、借家から持ち家に住み替えるひが多くなると、生産活動の規模が低下してしまう。これはいかにも不合理なことであろう。借家と持ち家との間の選択行動の間の結果としての、一種の均衡状態が観察されていると考えたとき、それをどのように記録するかという問題として見るべきなのかもしれない。<sup>7</sup>

第1図：持ち家と借家の規模

(出所) 21世紀住生活研究会、『住生活ビジョン21』、住宅新報社、1996年、65頁。



このように、帰属家賃の現行の取り扱いが、有効需要管理政策の基礎データを提供するという勘定統計の伝統的目的の枠内で考えても支持できるものであることを、さらに強調するためのエピソードを提供すると思われるのが 1990 年代はじめの英国の不動産不況である。不動産価格が大きく変動するものであることは、英国でも日本でも同様であるが、モーゲージという手段で持ち家を取得する場合、深刻な問題を生じうる。ネガティブ・イ

<sup>7</sup> 建設省住宅局住宅政策課監修、21世紀住生活研究会編『住生活ビジョン21』住宅新報社、1996年、32頁によれば、「持家が借家かという選択は、生涯を通じてどのような住生活を選択するかによっていて、どちらが望ましい、あるいはどちらが有利であるとは一概には言えない」という。

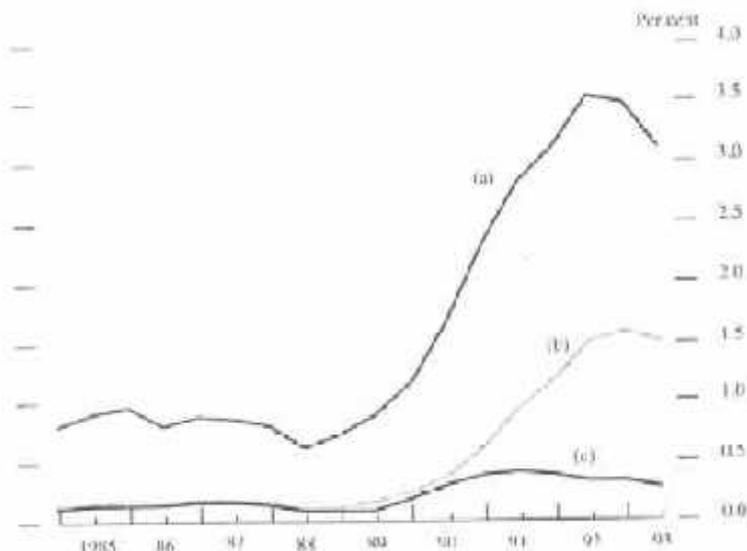
クイティである。わが国でも、「リバース・モーゲージ」が話題となるときにその問題点として、住宅所有者の持ち分（イクイティ）が負になる可能性（担保割れ）に言及されることがあるが、それがネガティブ・イクイティである。<sup>8</sup>

1990年代初頭、保守党政権のもとで景気停滞が長引く中、80年代後半のブームの反動として不動産価格の暴落がおこるとともに、個人所得の伸び悩み（とブーム当時、金融自由化を反映して借り入れ/物件価値比率が大きかったこと）を反映して返済遅延（arrears）が増大していった。さらにネガティブ・イクイティが発生した物件に関して債権者側の物件取得（possession）が頻発し、モーゲージによって取得した住宅を手放さざるをえなかった多くの人びとがいた。<sup>9</sup>（図2、表1を見よ。）

図2 英国不動産不況

出所：Smith, J., Sterne, G., and Devereux, M., "Personal and corporate sector debt", *Bank of England Quarterly Bulletin*, vol.34, no.2, May 1994.

- (a) モーゲージ残高に占める5ヶ月以上の返済遅延の割合
- (b) モーゲージ残高に占める5ヶ月以上の返済遅延の割合
- (c) モーゲージ残高に占めるポゼッションの割合



<sup>8</sup> たとえば、堀勝洋・鈴木一行「リバース・モーゲージ普及可能」、『日本経済新聞』1995年9月15日付け「経済教室」、「リバース・モーゲージ制度検討 土地担保に老後資金融資」、『日本経済新聞』1998年8月20日付け。「リバース・モーゲージ 普及への課題 上・下」、『日本経済新聞』2000年6月14日・15日付け。

<sup>9</sup> 図2の出所以外に、「House prices, arrears and possessions», *Bank of England Quarterly Bulletin*, vol.32, no.2, May 1994も参照。なお、日債銀総研は、わが国の首都圏マンションについて、約28万世帯が担保割れとなっていて、一戸あたり平均担保割れ額は、497万円にのぼっていると試算している。『朝日新聞』1999年9月16日付け。

ネガティブ・イクイティのピークは、1993年の120億ポンドであり、該当世帯180万、ネガティブ・イクイティの世帯あたり平均額は、6,600ポンドであった。ネガティブ・イクイティが発生していると、債権者は、返済遅延物件に関して取得を遅らせるほど、損失が増すことを意識するので、裁判所による物件取得命令（possession order）をすすんで得ようとするだろう。実際、90年代初頭、住宅取引の5%以上が物件取得によるものだったのである。しかし、住宅価格の下落も予想できる（取得後、持ち家住宅の供給を増やしてしまうが需要は伸びない）ので、寛大なモーゲージ救済措置をとる誘因もある。仮に、物件取得後も、債権者側が同一物件での旧所有者の居住を認めることにすると、貨幣家賃が発生することになるであろう。したがって、持ち家に関する帰属処理を採用しない場合、物件取得が発生すればするほどGDPが増大する（旧住宅所有者がホームレスになれば、GDPは変化しない、つまり不均衡に反応しない）という不合理が発生することになる。

表1 1994年第1四半期におけるネガティブ・イクイティの地域別状況

出所：図2と同じ。

	ネガティブ・イクイティの世帯数（千件）	ネガティブ・イクイティの総額（10億ポンド）	1世帯あたりのネガティブ・イクイティ（ポンド）
大口ンドン	220	1.7	8,000
他の南東部	510	3.8	7,500
南西部	180	1.0	5,700
東アングリヤ	80	0.6	6,700
東ミッドランド	100	0.3	2,600
西ミッドランド	90	0.1	1,400
その他	120	0.1	900
計	1,290	7.6	5,900

さらに、有効需要管理政策への利用という目的を超えた国民勘定統計の利用を考察すると、帰属の存在理由は、より一層明らかになる。たとえば、分配状況の分析をする場合、図1に示したように、様々なタイプの借家があり、しかも、（貨幣）所得階層によって、持ち家、借家の割合に大きな差が観察される状況で、帰属家賃を考慮しない所得分配状況の記述は、ほとんど無意味であろう。<sup>10</sup>

最後に、まったく異なる観点から、帰属家賃を擁護する論点がある。価格指数論的論点といってもよい。

住宅に関する所有権者が居住者に市場並の家賃を要求するかどうかは、さまざまな個別の状況に依存する可能性がある。社宅（「給与住宅」）の場合、経済外的とはいええない要因によって市場並の家賃の請求が差し控えられているが、そのほかに、古くから居住してい

<sup>10</sup> おそらく、雇用主体側の社会保障負担を被用者報酬に組み込んで表章する（リルーティングする）ことは、こうした分配状況の記述という目的から正当化される措置であろう。

るために、新たに住宅（同程度の築後年数をもった）を賃貸するよりもはるかに安い家賃を支払うだけですむ場合もあるかもしれない。親子・親戚・友人間で格安の家賃が支払われる場合も少なくない。このように、住宅に住むことには、さまざまな既得権的要素がつきまわっている。期待通りの貨幣的支払いが行なわれるのは、氷山の一角に過ぎないといってもよいかもしれない。

そこで、住宅サービスに関する価格指数を構成する場合には、観察される家賃に含まれる、こうした多様性が考慮されなければならない。わが国の消費者物価指数の作成においてヘドニック・アプローチが利用されていることはよく知られているが、家賃という項目について、物価指数作成上、銘柄指定あるいは品質マッチング上の工夫をする必要があることを確認しておきたい。原理的には、新たに入居する場合の市場家賃を推計し、（物理的条件としては）同種の住宅に住むひとの現実の貨幣支払い（0を含む）との差額を帰属要素として計上することが妥当な手続きであるようにも思われるが、国民勘定統計の実務としては、差額家賃が計上されるのは、給与住宅に限られるようである。

次節に移る前に、前述の基準のはたらきぐあいを見るために、潜在的には帰属を行なう可能性はあるが 1993SNA の中枢体系部分では実施されていない項目として、主婦等の無償の家事労働の話題を取り上げる。

ハウスメイドと結婚すると GDP が低下するというしばしば聞かれる寓話がある。この寓話に、さきに掲げた筆者の基準を適用すると、そうした特別な結婚は、経済外的意思決定であろうから、家事労働等を（狭義の）生産境界内の活動とみなす必要はないようにも思われる。が、別の見方をするとそううまくはいかない。なぜなら、結婚後、家事に専念するか働きに出るかを選択する意思決定は経済的なものであり、さきの基準を適用すると、両者を生産境界内とせざるをえないことになる。

一方、有効需要政策への役立ち、不均衡の測定と分析の用具として勘定統計をみる立場からは、主婦の家事労働を除外するのは十分な理由があると考えられている。すなわち、勘定統計と労働力統計との関係を前提として、広義生産境界内のあらゆる活動に携わる人びとを、就業者にカウントしてしまうと、有効な失業率の計算がほとんど不可能になるからである。ここでは、前述の基準がうまくはたらいっていないように見える。もっとも、景気後退時に、就業意欲喪失者（discouraged workers）が労働市場から姿を消すことが失業率の動向と景気のそれとを乖離させる傾向があるというよく知られている反作用の存在は、問題の基準に違背することの帰結なのではあろう。このような無償の家計生産の問題については、さらに論じる。

### 3. ポパーの〈3世界論〉から見た生産境界・資産境界

#### (a) ポパーの3世界論の導入

まず、ポパーの「世界3」を巡る用語を導入する。「反証主義」で名高いポパーは、1930年代後半、ナチズムの席卷する大陸ヨーロッパを逃れ、ニュージーランドで職を得るが、

1946年、英国に渡り、第2次大戦後は、ロンドン大学で研究活動を行なった。『開かれた社会とその敵』を出版したのが1950年、『エコノミカ』に発表されていた『歴史主義の貧困』を単行本として出版したのが、1957年である。また、1934年に出版され、「反証主義」をはじめて提示した『探求の論理』の英訳である『科学的発見の論理』は、1959年に出版されている。これら、ポパーの名前によってわれわれが即座に思い浮かべる仕事の大部分は、渡英以前、第2次大戦までの思索の成果であると考えられるだろう。

一方、第2次大戦後のポパーの英国生活における思索の最大の成果のひとつが「世界3」についての考察であろう。ポパーの「知的自伝」である『果てしなき探求』の第38節「世界3または第三世界」の説明がわかりやすい。<sup>11</sup>

ポパーは、「事物」 物的対象 の世界を第一世界（世界1）と呼び、思考過程の主観的経験の世界を第二世界（世界2）と呼ぶ。第三世界（世界3）とは、その思考の内容である。それは、まず、言明、理論、問題とその解決の世界であるが、若干広く捉えられるならば、道具、制度、芸術作品も世界3の住人であるし、一般的な意味における世界3を「人間精神のすべての産物」を含めるように、解釈すべきであろう。

誤解を招かないように、＜芸術作品＞への言及に関して注釈を加えておくと、たとえば、具体的にある場所にある彫刻は、世界1に属するが、彫刻のイメージは、頭の中で再現することができる。素人より彫刻家や美術評論家ならいっそう鮮明にイメージできるであろう。美術に関しては素人であっても、必要な機器の支援を得ることによってその立体イメージを正確に再現でき、したがって、かなり正確な物的な複製（「にせもの」）をつくることができる。世界3の住人は、このような物的な複製ではなく、それをもとに複製を作ることができるイメージである。もとの彫刻が失われても、世界3の対応する住人も失踪するというわけでは、必ずしもない。＜道具＞についても、同様な注釈がなされるべきである。

ポパーの説明によれば、「世界1と世界2は、相互作用でき、世界2と世界3も相互作用できるが、世界1と世界3とは世界2によって行なわれる何らかの媒介的作用なしには直接的に相互作用できない。」「世界1に直接働きかけることができるのは世界2だけだけれども、世界3は世界2に影響を及ぼしうる力をもっているので、間接的に世界1に働きかけることができる。」<sup>12</sup>

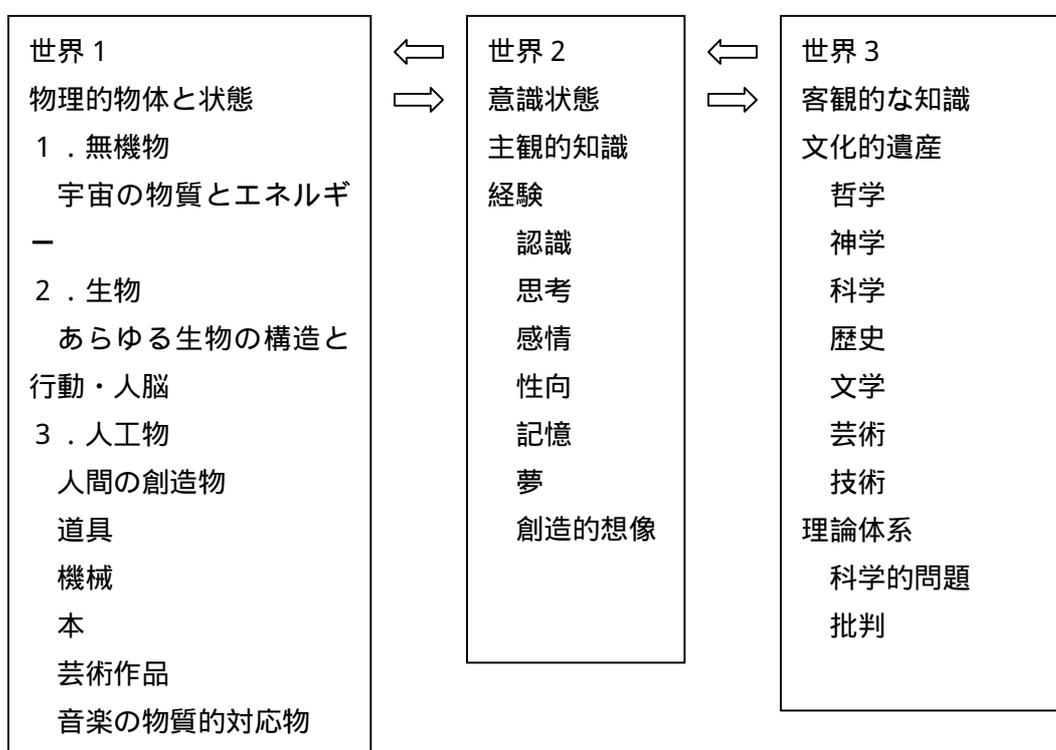
---

<sup>11</sup> K. ポパー、森博訳『果てしなき探求（上・下）』岩波同時代ライブラリー、1995、1996。原著は、*Unended Quest: An intellectual autobiography*, Fontana, 1976。そのほかに、カール・ポパー、森博訳、『客観的知識 進化論的アプローチ』、木鐸社、1974年（原著は、*Objective Knowledge*, Oxford U.P., 1972）および Karl Popper, Notturmo, M.A. ed., *Knowledge and the Body-Mind Problem*, Routledge, 1994。

<sup>12</sup> K. ポパー、森博訳前掲『果てしなき探求（下）』、1996年、159 - 160頁。このような世界3に関するポパーの考察は、「心身問題」への考察へ発展せざるを得ない。『果てしなき探求』では、その第39節がその主題に充てられている。「私は人間の心を何よりもまず（より一般的な意味における）人間的世界3の諸対象を産出する、そしてそれらと相互作用

1968年 SNA の実物領域の諸勘定では、世界3の住人（たとえば、「固定資本形成」という<概念>や「美術品」「精密機械」といった<分類カテゴリー>）の助けを借りながら、現実の世界1を記述しようとする営みとしての勘定推計作業（世界2）が行なわれる。その結果は、世界3に属するが、推計結果が出版物としてあらわれ（世界1）、ユーザーがその記号を解読する（世界2）ことにより、統計作成者と情報を共有することができるようになるであろう。

図3 すべての存在とすべての経験を包含する3つの世界  
（ポパー=エックルスの3つの世界）



プラトンは、世界3の発見者であろう。しかし、ポパーの世界3は、プラトンのアイデアのように、「生命が発生する以前から存在し、すべての生命が消滅したあとにも存在しつづける無時間的」で「人間がそこそこでそのごく一部を発見するところの世界」ではない。

---

用する、一器官とみなすよう提案する」(下169頁)。ポパーが、同書注298でバートランド・ランドラッセルを悩ました「心とは何か物質ではない、物質とは何か心ではない」という問いについて、「もっと良い問いは『心はどんな働きをするか』である」と書いたとき、養老孟司氏のこの問題への接近（「構造」と「機能」）との類似を発見できよう。ついでに、ポパーは、自我意識が理論（世界3）作成の「フィードバック産物」であり、特殊人間的な世界2であるという仮説を提示していることは興味深い(下170-171頁)。なお、ポパーが動物も意識的である、すなわち世界2をもつと考えていることにも注意する。

世界3は、人間精神の産物である。<sup>13</sup>世界3の諸対象を創造するのはわれわれである。われわれは、世界3に絶えず働きかけ、また、働きかけられる。しかし、世界3は、それ自身の固有なまたは自律的な法則をもっている。ポパーは、世界3の「(部分的)自律性」と呼ぶ。ポパーのあげている例を使うならば、「人間は自然数や自然数を順次にどこまでも続けていく方法を発明するかもしれない。だが、素数の存在(および最大素数は存在しないというユークリッドの定理の妥当性)は、われわれが発見するものである。それは存在するものであって、われわれはそれを変えることができない。それは、われわれの発明の意図せぬ、また予期しなかった結果である」。

図3は、ポパーの共同研究者であり、脳科学者であるジョン・C・エックルスによる、「すべての存在とすべての経験を包含する3つの世界の図示」である。<sup>14</sup>

図中で、主観的意味での知識あるいは主観的知識(「彼は、水が水素と酸素とからなることを知っている」)と客観的意味での知識あるいは客観的知識(「水が水素と酸素とからなることはよく知られている」)というポパー哲学の用語が使われていることにも注意する。

(b)生産境界は、世界1にある。

ポパーの3世界論を概観した上で、まず、1968年SNAの生産概念がポパーの世界1に限定されていたことに注目したい。筆者は、かつて、再生産可能性の有無によって、1968年SNAにおける生産境界の特徴付けを行なったことがある。<sup>15</sup>たとえば、そこでは、(再生産不可能な)作曲や著作は生産の境界外であるが、(再生産可能な)絵画や彫刻のような芸術作品を制作することは生産であった。絵画や彫刻と工芸品との区別はなく、それらは<ユニークな生産物>であるという特徴を共有していても、基本的に再生産可能なものである。<sup>16</sup>それに対して、著作や作曲に関しては、同じ作品をもう一度書いても新しい作品とはみなされないことは当然であろう。なお、作曲そのものと演奏芸術(performing art)とは異なるということにも注意する。

このような説明方法が妥当なものであることについては確信があるが、現在では、ポパーの3世界論による説明を試みることに魅力を感じている。すなわち、著作や作曲という活動の<産出>は世界3に属しているのに対して、絵画や彫刻や演奏芸術は、世界1に属

---

<sup>13</sup> 「第三世界はクモの巣に比較しうる人間的動物の自然的産物である」。『客観的知識』、訳書、130頁。

<sup>14</sup> ジョン・C・エックルス/伊藤正男訳、『脳の進化』東京大学出版会、1990年。原著：Evolution of the Brain: Criticism of the Self, Routledge, London and New York, 1989、72頁、図4.2。

<sup>15</sup> 拙稿「国民経済計算における1993年SNAの意義」(前出)220頁。

<sup>16</sup> ヴァルター・ベンヤミン(Walter Benjamin, 1892-1940)は、「複製技術時代の芸術作品」の冒頭近くに、「芸術作品は、原則的にはいつも複製可能だった」と書いている。多木浩二『ベンヤミン「複製技術時代の芸術作品」精読』、岩波現代文庫、2000年、137頁。

している。<sup>17</sup>1968年SNAの生産境界は、世界1の中を通過していた。再生産可能性の有無を補助的基準として使用してみてもどうか。

このような1968年SNAの立場に動揺あるいは混乱が見られたのは、1993年SNAの成立過程においてであった。刊行された1993年SNAでは、無形固定資産概念の新設によって世界3への<産出>の一部分が生産境界内(そして資産境界内)に編入されたかのようにも見える。ここで、無形固定資産とは、(i)鉱物探査、(ii)コンピューター・ソフトウェア、(iii)娯楽・文学・芸術作品の原本、(ix)その他からなる、1993年SNAの新しい概念である。<sup>18</sup>これらの項目のほかに改訂過程では、研究開発(R&D)を資本境界に組み入れることが検討された。結局、それは見送られたが、残りの、新たに資本境界に導入された諸項目はポパーの世界3への産出そのものであるわけでは必ずしもないにしても生産境界と世界3との関係にとんでもない誤解をもたらす危険性が秘められている。

そのことを検討する前に、無形固定資産の各カテゴリーについて、触れておく。

(i) 鉱物探査 (mineral exploration)

鉱業や燃料の採収に携わる企業<sup>19</sup>が自己勘定で、あるいは、探査を専門とする企業が探査にかけた費用である。実際の試掘(test drilling and boring)ばかりでなく、それを可能にするために航空機その他による測量(aerial and other surveys)をおこなったり、機器や人員の輸送を行ったりすることにかかる費用(transportation costs)、さらにライセンス関係の費用やその他の移転費用(prelicence costs, license and acquisition costs)<sup>20</sup>、鑑定費用(appraisal costs)を含む。

---

<sup>17</sup> 財のほか、サービスも世界1に属することを書いておいたほうがよいかもしれない。1993年SNAできわめてあいまいに「精神状態」を変化させるような「サービス」(6.10段、第(c)項)がサービスの1カテゴリーとみなされてしまったため、世界2に結果をもたらす生産活動が存在するという印象を与えてしまっている可能性がある。しかし、それらは、サービスを受けとる側の身体性にかかわる範囲にある物理的諸状況に変容をもたらす様々な活動として記述するのが適切であるように思われる。たとえば、教育にしても、生徒や学生に様々な機会を提供することはできるが、確実に彼らの精神状態に変容をもたらすかどうかは、定かではない。それは、Hill前掲論文[1977]が述べているように、医師が確実に患者を治癒させることができないのと似ている。

<sup>18</sup> 1993年SNA、10.34段、(b)および10.89-10.95段。さらに、第13章付録「資産の定義」を見よ。

<sup>19</sup> ここで、企業とは、生産者としての制度単位を一般にあらわす1993年SNA独特の用語。

<sup>20</sup> 固定資産に関わる「移転費用」(所有権の移転に関する諸費用)とは、(a)当該資産の取得に関して、弁護士、建築家、測量士、その他の技師、鑑定士等の専門的サービスに対して支払われた料金やコミッションおよび不動産業者や競売人等に支払われたコミッション(b)当該資産の所有権の移転に関して、当該資産を取得した単位によって支払われるすべての税(生産に関するその他の税であるライセンスを含む)のことであり、当該単位の総固定資本形成の構成要素の一部である。移転費用の明確な推計は、わが国の国民経済計算推計の課題のひとつである。

無形固定資産の取得に計上されるのは、当期の費用であって、探査の結果として発見された新鉱脈のもつ価値ではない。後者、すなわち、新たに発見された地下資源の価値は、有形非生産資産のその他の数量変化として記録されるべきものである。また、計上される無形固定資産得は、期限を定めた（あるいは期限の定めのない）採掘権とは別のものである。採掘権は、無形非生産資産のひとつ（Leases and other transferable contracts）に数えられる。<sup>21</sup>

ストックとしての鉱物探査には、他のすべての固定資産と同様に、固定資本減耗が計上されることになる。償却方法について、特に規定はない。

10.91 段で、「探査によって得た情報は、その情報を獲得した企業の生産活動に何年間にもわたって影響する」から、当該企業の固定資本形成に含められるとしていることから見て、この項目の性格は、研究開発に近い、すなわちその情報としての性格（「鉱脈がある場所にある」）が、考えられる。

探査が失敗した場合でも、ある情報（「鉱脈がある場所がない」）が得られるが、改訂過程で疑問が提出されたのは、この点である。成功した探査は、将来、油井等の資本設備が形成される準備過程として考えることができるので、世界3への産出を経済的生産とみなさなくても問題なくそれは資本形成（移転費用を含むものとしての）であると解釈できるが<sup>22</sup>、失敗した探査はそうではないだろう。したがって、鉱物探査の計上範囲を成功した探査に限定すべきだという議論があったが、受け入れられなかった。探査会社のコスト・ベネフィットとしては、失敗したものを含むすべての探査の費用が鉱脈についての権利を取得し、将来の収益を得るための総費用となっていることは間違いないが、ミクロの勘定思考にとらわれる必要はない。また、「権利」を取得するための努力一般が生産にカウントされるわけではないことはいうまでもない。実は、結果として失敗することになる探査でも、期末になんらかの構造物が残っていれば、それを資本形成にカウントすることは、1968年SNA上もそれほど問題はないし、結局、失敗することになり構造物を撤去して原状を回復した場合、土地改良に計上することが考えられる。もちろん、期中に全額固定資本減耗として償却されることになるであろう（1993年SNA、

---

<sup>21</sup> 1993年SNAと同じ年に刊行された環境・経済統合勘定の暫定マニュアル（*Integrated Environmental and Economic Accounting: Interim version*, United Nations, 1993, Sales No. E.93.XVII.12）の第176段では、有形非生産資産のその他の数量変化から鉱物探査の分を減じるように書かれている（土地造成と同じ処理である）が、同マニュアル付録Dの資産分類と一貫性がない。以下に述べるように、鉱脈があるという情報と鉱脈そのものとは別の事柄であるので、情報としての固定資産は、有形資産としての鉱脈とは別のものとして存在するように処理するのが1993年SNAに忠実であろう。

<sup>22</sup> すべての建物に「設計図」が必要であるが、それは、紙の上に描かれたものというよりむしろ世界3の要素である。鉱業関連の設備についても、それは同様であろう。問題は、通常の建物の場合と異なり、鉱業設備を鉱脈がないところにはつくっても無意味だということである。もっとも、百貨店をどこに出店・新築するかは、市場調査なしには決められない。

10.54 段を見よ)。すなわち、すべての鉱物探査（成功したもの、失敗したもの）は、世界1の枠内で資本形成あつかいできないことはないのである。

このように世界3への産出をもつものとしてみられている鉱物探査活動から、世界1に含まれる、反復可能な活動を〈はぎとってゆく〉ことができる。鉱業企業が鉱物探査会社に支払うことができるのは、そうしたサービス生産として記述することができる（はぎとられた）活動にたいしてである。鉱業会社が自己勘定で行なった探査についても事情はおなじであるが、問題は、それが生産かどうかということではない。それは、まちがいなく（購入された、あるいは、自己勘定の）鉱物探査サービスなのである。むしろ、それをどのような点で資産とみなすかが問題なのである。資産とみなさないと、投入と産出の時間対応が損なわれるというのは事実であろうが、それは企業視点からの勘定思考の「予定調和」を維持させようとする便法に過ぎないように思われる。失敗しつづける探査会社でも、歴大な資産を保有できることになり、財政状態を糊塗する手段になりかねない。

必要なことは、鉱物探査活動について独立な情報を収集することであり、その前提があれば、世界1に生産境界を限定したうえで、フロー勘定のデータとその他の数量変化勘定のデータとによって十分な分析が可能なのである。

学術的な地質調査は、鉱物探査の定義からはずれていることに注意しよう。地球についての様々な知識は、期首ストックを確定出来るようなものではないし、複数の探査企業の鉱物探査ストックを合計したもののもつ意味も不明確である。それらは、生産関数のアーギュメントになるような代物ではない。また、世界3の自律性は、たとえば、地質学的知見から、ある地域に天然ガスの埋蔵量がどの程度あるかを予想する（仮説を構成できる）ことを可能にする。

1993年SNAの方法で提案された鉱物探査の処理には、ストック概念の意味の不明確さ、集計不可能性、世界3の自律性の無視といった欠陥をもつものと思われるのである。

われわれの社会の世界3への組織的貢献の多くは、政府の活動を含む非市場活動、（1968年SNAの意味での）非営利・非産業活動として行なわれてきた。市場活動に埋め込まれた同種の活動をなぜ同様に処理しようとしないのであろうか。

#### （ii）コンピュータ・ソフトウェア（computer software）

企業が1年よりも長く生産において使用すると予想されるコンピュータ・ソフトウェア。そのようなソフトウェアは、市場で購入されたり、自己勘定で制作されたりするものである。具体的には、システムソフト、アプリケーション・ソフト双方について、コンピュータ・プログラムおよびプログラムの説明書等をさす。購入されたソフトウェアおよび自己勘定で（インハウスで）開発されたソフトウェアがともに、額の大きな場合、含まれる。1年より長く使用することを予想されるコンピュータ・データベースの購入、開発、拡張に関する額の大きな支出が市場向けかそうでないかに関わらず含まれる。市場で購入されたソフトウェアは、購入者価格で、インハウスで開発されたソフトウェア

は、推定された基本価格ないし基本価格の推計ができなければその生産費用で評価される。データベースの評価も同様である。

コンピュータ・ソフトウェアと次項の娯楽・文学・芸術作品の原本の取り扱いに関連して、1993年SNAで、原本とコピーの「二段階生産」についての規定(6.143 - 6.146段)が導入されたことも注目される。すなわち、書籍、レコード・テープ・コンパクトディスク、映画フィルム、ソフトウェア等の生産は、第1段階である原本の生産と第2段階であるコピーの生産の二段階のプロセスとみなされる。原本の価値については、第2段階のコピーの販売等から得られる収入(をおそらく資本還元すること)から計算すべきものであり、原本の生産費とコピーの生産費をともにカバーすべきものであることも規定されていた。

わが国の著作権法では、「プログラム著作物」を次のように規定している。すなわち、ソフトウェア(プログラム)は、「電子計算機を機能させて1つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」である。

この著作権法の規定が明らかに示しているとおり、コンピュータ・ソフトウェアは、コンピュータの機能を変えるために、時として別個に販売される「部品」であり<sup>23</sup>、その「部品」を会計的にどう把握するかということがコンピュータ・ソフトウェアの取り扱いという問題領域なのであると考えられる。したがって、ソフトウェアは、世界3ではなく、世界1に向けられた生産物である。

このように、コンピュータ・ソフトウェアは、機械(一般には、パソコンとは限らない)を物理的に改造することなしに、機械に新しい機能を付け加えたり、むしろ、機械の<多機能化>を容易に実現する、取り付け・取り外し可能な部品である。(あくまで、機械が物理的に実行可能な範囲での多機能化であることを注意しておいたほうがよいかもしれない。)

「ゼロワン化」(「デジタル化」)ということばがあるとおり、ソフトウェアは、0と1からなる記号列のかたちを取っている。記号表現一般がそうであるように、それは、なんらかの物理的媒体をもっている。フロッピー・ディスク、CD-ROM、電気信号等々である。すなわち、それは、書物が有形であるのと同様に、有形である。書物とちがうことは、「機械可読」であり、人間が記号を解読し、感動したり、知識を身につけたりするプロセスつまり世界2を経ないで直接、機械に働きかけることにある。「機械可読」といっても、機械が<読める>わけではないが、人間が書物を読むプロセスとの比喻により、人間のアイデアと経済生産との関係をわかりやすく印象づけることに

---

<sup>23</sup> たとえば、エンジニアが顧客企業のパソコンに(高価な)特定の機能を付け加えるために、作業をするのは、明らかにサービスである。その結果、顧客のパソコンが(資本形成を計上できるほど)改良されているかもしれない。しかし、そのエンジニアは、鞆からフロッピー・ディスクを取り出して、顧客のパソコンのハードディスクに、ファイルをいくつかコピーして実行しただけかもしれない。顧客企業がフロッピーディスクやCD-ROM

なった。人間の生産活動が急に<知識集約的>なものになったという印象を与えたのである。<sup>24</sup>しかし、むしろ、「ゼロワン化」、「デジタル化」の注目すべき点は、記号表現を媒体ごと生産するコスト、若干誤解を含む表現を用いれば、情報を複製するコストは、一般に極めて安価であることであり、そのことによりわれわれの社会に開かれた可能性にあると考えられる。<sup>25</sup>

わが国の1993年SNAへの移行作業では、ソフトウェアを資本形成とすることについては、問題なく了解されているが、実務上、原理上のいくつかの問題に直面した。ひとつは、1)ソフトウェア製造業者の手元にある「ソフトウェア原本」をどう捉えるかという概念的問題であり、もうひとつは、2)インハウスで開発されたソフトウェアを推計しうるデータが存在しないことである。<sup>26</sup>

後者について、データ上の問題は、2000年10月の「移行」までにクリアすることができなかった。ソフトウェアとして計上されるのは、結局、外部に注文生産したソフトウェアに限定されることになっている。このことは、もちろん、問題が大きい。ソフトウェアを外注するか、インハウスで制作するかは、機密性(金融機関や軍隊が必要とするソフトウェアなど)の問題も介在するものの、両者の相対コストの問題だからである。インハウス制作の規模は極めて大きく、インハウス分を推計からはずすことは、コンピュータ・ソフトウェアを資産計上する意義を半減させ、データを安定性を著しく欠いたものとするであろうと危惧される。さらに、SNA(1968年、1993年)は、生産物が資本である自己勘定生産を生産にカウントするという基本ルールをもっており、それに反する。

最初の問題について、たとえば、(パッケージ)ソフトウェアから得られる期待(純)収入流列の資本還元値を利用することが1993年SNAで提案されているが、販売期間が

---

を購入した場合でも、何も変わらない。

<sup>24</sup> FRB グリーンズパン議長の「コンセプチュアライゼーション」の問題提起も、世界3の現実経済への関わり方に見られる、ある変容に向けられたものであったろう。もっとも、コンセプチュアライゼーションが期待通りの経済成果をもたらしていないことも事実であろう。統計上の問題が含まれているかもしれないが、(もともと物理的な概念でない)固定資本減耗の大きさを高めてしまうと予想できることとともに、あらゆる情報を0-1化する「移行」コストは、おそらく膨大であろうということも気がかりである。大森徹「国民経済計算におけるコンピュータ・ソフトウェアの取り扱いに関する概念的整理」IMES Discussion Paper No.98-J-30、日本銀行金融研究所、1998年12月を見よ。

<sup>25</sup> ネットワーク上で空間的にデータを移動させるコストも、安価である。

<sup>26</sup> 大森、前掲論文を見よ。ちなみに、大森論文では、カナダ統計局が1)自社開発(「内製」)を除外し、2)パッケージソフトウェアの原本を除外するという方針を採用しようとしていることに言及し、1)について大いに疑問があるとしている。それは、井上推計(井上哲也、「情報化関連産業の成長とその捕捉における問題点について」、『金融研究』第16巻、第4号、1997年)によって示されたように、内製ソフトウェアは、外注(外部調達)のものに比べて量的に膨大であり、それを除外したコンピューターソフトウェア推計にさしたる意味があるとは思えないからである。

短く、利子率やそれぞれの期に必要なパッケージング等に要する費用を無視すれば、それは、(開発時の) 予想販売本数合計×価格(基本価格)であり、原本資本は、そこから実際に販売した部分と製造者の手元にある(計上済みの)在庫(がもしあればそれ)を引き算したものであることになるだろう。したがって、ソフトウェア原本資本は、ソフトウェア製造企業の予想を色濃く反映したものをそのままストックとして計上したものとならざるを得ない。時間が経つにつれてソフトウェア原本ストックの消耗額とパッケージの売り上げが相殺されていくことになるのは、ソフトウェア生産のひとつの見方を提供したのになっているだろう。ソフトウェアの生産は実質的にその開発終了時点で終わっていて、その後は、プログラム等を格納する媒体を物理的に複製することとその<包装>に専念していることになる。なお、予想に反して売れ行きがよかったり悪かったりするような場合、すでに計上済みのソフトウェア固定資産をどのように処理するのかという問題がおきるが、処理方法は明示されていない。さしあたって暫定値を計上して何年か経った後で事後的に確定値を表示したりするような工夫が考えられる。

いったい、(パッケージ)ソフトウェアの原本として捉えようとしているものは何なのであろうか。小さなソフトウェア会社があったとして、一定のユーザーをもつ、1種類のソフトウェアを市場に提供しているとしよう。顧客の要望により、ソフトウェアのバージョン・アップが行われてゆくであろう。とくにシェアウェアのバージョン・アップのスピードはかなりはやく、そのソフトウェアが注目を浴びると、おこりうるケースは、そのソフトウェア会社を買収しようとする大企業があらわれることである。1993年SNAで提案されている方法が採用されていない場合、買収が行なわれた際に「のれん」が計上されるはずである。その一部分が、ソフトウェア原本の価値なのであろう。要するに、のれんの価値の分解である。ソフトウェアはいわば進化してゆくものであることも考慮する必要があるかもしれない。しかも、それは、顧客集団とソフトウェア生産者との共同行為である。だから、問題の中心は、人間の集団・組織(チーム)から完全にきりはなされたソフトウェア原本資本が存在し、そしてそれが測定できるのかどうかということである。筆者は、いくぶん懐疑的であるが、前段で述べたような、いわば原本資本を在庫の延長上で捉えようとする、「在庫説」とでも呼ぶべき見解もダイナミックな側面は無視されているが、そうした努力のひとつなのではあろう。<sup>27</sup>

この項目に対するわが国の現在の対応方針を表2にまとめてみた。

---

<sup>27</sup> 受託生産に特化している企業の場合、ソフトウェアの納品時に、それまでに計上されていた仕掛品(ソフトウェアの開発段階の費用)が消滅するとともに、ソフトウェア生産者側のソフトウェア(原本)資産はなくなるので、問題はない。なお、コンピュータ・ソフトウェアについて、文字通りの意味での「在庫」が適切に推計されるのかどうか(仕掛品は別)は、疑問がある。実際、物理的にパッケージを作成する生産費用と基本価格が大きくずれているので、ほとんど架空の産出額を計上することになりかねない。類似のケースとしての、書籍の在庫は、物理的に存在し、多くの出版社は、倉庫を自前で持っているが...

表2 現在予定されているコンピュータ・ソフトウェアの取り扱い

	パッケージ・ソフト (汎用ソフト)	受託生産のソフトウ ェア	インハウス(自己勘 定で)制作されたソ フトウェア
原本	×		×
コピー	×		

推計される。×推計されない。 買い手に原本が手渡されたと見るので概念的に存在しない。 概念的に存在しない。

(iii) 娯楽・文学・芸術作品の原本 (entertainment, literary or artistic originals)

映画フィルム、音声録音、原稿、テープ、模型、等々であり、演劇、ラジオ・テレビ番組、音楽演奏、スポーツ・イベント、文学・芸術上の産出等々が記録されたり、それに体化されているもの。

原本の取得は、総固定資本形成である。原本は、しばしばその生産者の元に留められるが、売却された場合には、購入者によって支払われた価格で、そうでない場合の評価はそれが将来収益に依存するために前もって推計するのは困難であり、生産費用を用いた評価が必要かもしれないとされている。

もちろん、1993年SNA上は、この項目にも二段階生産の規定が適用される。

この規定はわが国では実施されないことになったが、いくつかのケースに分けて考察してみることしよう。

1) 絵画・彫刻

絵画や彫刻は、1968年SNA上、固定資本形成に含まれる生産物であったが、1993年SNAでは貴重品 (valuables) という資本勘定の新設のカテゴリー (資本形成の下位カテゴリー) に含まれることになった。貴重品の取得マイナス処分 (P.53) は、固定資本形成 (総固定資本形成 P.51 - 固定資本減耗 K.1) 在庫変動 (P.52) とともに、資本勘定の借方項目のひとつとなった。貴重品は、経時的に価格の下落がなく、そのため、「価値保蔵手段」として利用できるような生産資産、たとえば、通貨当局が準備としてもつもの以外の非産業用の金、宝石、骨董品等、を資本減耗を記録しなければならない固定資産概念から切り離すために設定された新概念である。

絵画・彫刻は、直接取引されるとともに、撮影されて展覧会の図録等に収録されたり、画集の類に集録されて出版されたり、研究書や一般書に挿図として使用されたりする。無形固定資産扱いされるのは、絵画・彫刻の、このような、「複製技術」の適用を受けるものとしての原本であると考えられる。たとえば、出版社は、画集の出版に際して、権利者にロイヤルティと呼ばれるタイプの財産所得を支払うであろう。原本を所有することからもたらされるこうした収入流列が、著作権制度等の社会の制度的枠組みを前提として得られるものであることは、自明のことであろうし、それらが財・サービスに対

する支払でないことは、出版社の意識の上からも明らかなことであろう。

すでに示唆したように、貴重品カテゴリーの存在理由はそれなりにある。固定資本減耗を計上する必要のない資産項目が概念上必要であったため、あるいは、「貨幣としての金」の計上範囲が狭くなったためであるが、筆者にとって不思議なのは、1993年SNAに、文化財の保存・保護の観点がまったくないことである。絵画・彫刻のような文化財がそれなりの保護費用を要し、しかも、経時的劣化が存在し、修復のための費用を計上しなければならないことは明らかなことなのである。美術館に収蔵されときおり陳列されたり、建物内部を装飾するなど、絵画・彫刻は、まさに、固定資産として社会的に機能している。さらに言えば、絵画・彫刻をある時点でたまたま所有している個人・組織は、それらを後世によく保存された状態で伝える倫理的責務を負っている。

## 2) 文学作品の原稿

書物は、歴史上最初に現れた「大量生産商品」であった。われわれが、それを読み、知識を得る過程は、世界2に属するので、ある種の錯覚を生むかもしれないが、ものとしての、世界1にある書物は、いわば、インクのシミのついた紙の束である。このように考えてはじめて、書物の生産に関わる社会的生産コストや資源や環境への負荷を、明らかにすることができるであろう。

著作・作曲は、生産境界の外側にある。この1968年SNAの規定を変更する必要を認めない。原稿や楽譜は、作者・作曲者の直筆のものであれば、博物館アイテムとなったり、好事家の蒐集対象となったりするであろう。そうした〈もの〉としての原稿は、芸術作品や骨董品、宝石と同様に1993年SNA上は、貴重品に計上すればよい。<sup>28</sup>

通常の場合、原稿そのものに支払われる原稿料、印税等は、ロイヤルティ・タイプの支払であり、ものへの支払とはみなされないだろうから、自筆原稿にそうした文化財的、貴重品的価値があとで発生したときに、調整勘定項目を計上することになるだろう。

原稿の買い取りが行なわれ、著作権のうち、作者個人特有の権利を除くすべての部分が出版社側の所有となった場合、世界3への産出に対する社会的に人為的に設定された権利である、非生産無形資産自体の取引が行なわれたことになる。原稿やそれをおさめたフロッピー・ディスク等のものが出版社側に引き渡されているのは事実であるが、同じものをもう1回引き渡すことに意味はなく、ここではあくまで、世界1要素でなく、世界3要素が問題となっていることがわかる。

## 3) 複製向け芸術(写真、映画、漫画)作品原本

絵画・彫刻と異なり、複製されることを前提として、作品がつくられる場合であり、原本も、ものとして意味をもつ。

写真のネガは、焼き増しされたコピーとは別個のものであり、たぶん異なる市場評価をもっているから、一見すると、1993年SNAの「二段階生産説」とよく似ているように

---

<sup>28</sup> あるいは、すぐ前で示唆したように、文化財カテゴリーに含める。

も見えるが、コピーでも原本でも、それが売買されたさいに、必ずしも生産活動における利用権が含まれているとは限らないことに注意する必要があり、あくまで、権利の売買と、有形物の売買とは別のものとみなしなければならない。漫画の原画は、出版社から作者のもとに返却されているだろう。写真等を複製したり、その他のかたちで生産活動に使用することは、著作権法上、許されないことだからこそ、写真の権利者は、写真を使用する制度単位からロイヤルティ収入をえることができるのである。しかも、ロイヤルティ収入の額は、有形物の生産時点で予想することはほとんど不可能である。写真家や写真業者のとする写真は、有形物としてそれを手元に置きたい個人に売却されるときと、出版社等によりさらに生産活動に利用されるときとがあり、両者を区別する必要がある。後者に伴うのは、権利そのものの売買またはロイヤルティの支払と受取であろう。

原本、コピーの区別は、本質的なものではないかもしれない。写真の場合でも、デジタル化の進展により、原本・コピーの区別はなくなるかもしれない。1993年SNAでも、複数原本に言及している。映画フィルムの場合などが該当するであろう。

映画の場合、映画製作会社、映画配給会社の原フィルムの保存・管理を含むサービスの存在を見逃すことはできない。同じ事情は、写真、漫画原画、録音テープ等にもあてはまる。ここでも、文化財の保存の観点が重要な意味をもつ。

おそらく、ありうる問題は、ロイヤルティの支払の処理が産業分類を細かくしていったり、国内・海外にまたがる場合に、生じる。下に示すように、出版社の生産勘定と漫画家の工房の生産勘定を連結することにより、出版産業の投入・産出構造を適切に示すことができるが、左側の勘定を別の、たとえば、制度部門（家計）に含めることにすると、生産物がなくなってしまう。海外部門からのロイヤルティを主たる収入とする場合も同様である。前者は、制度部門の生産勘定というアイデアそのものもつ難点である。後者は、ロイヤルティの国際間の流れを財・サービス扱いする1993年SNAの処理をこの場合だけ妥協策を採用することも考えられないわけではないが、当初の出版は、国内的に支えられて行なわれるだろうから、特別な処理はとくに必要ないだろう。

漫画家の工房の勘定		出版社の勘定	
生産		生産	
中間消費	処分	中間消費	漫画販売収入
被用者報酬		被用者報酬	
固定資本減耗		固定資本減耗	
- 混合所得		営業余剰	
			処分
	(処)原稿料	(処)原稿料	

(iv) その他の無形固定資産 (other intangible fixed assets)

他に分類されない新情報、専門的知識で、生産におけるその使用が当該情報・知識に対して所有権を確立した単位またはその単位からライセンスを取得した他の単位に限定されているもの。

この項目に関しては、1993年SNAには、具体的説明を見出すことができない。

新情報、たとえば、研究開発の成果が技術提供の対象となったときに、研究開発の報告書が提供される場合があるかもしれないが、技術提供は、サービスであるし、技術提供にともなう、なんらかの文書が手渡されているかもしれないが、それは、書籍と同様に財である。生産活動における技術の使用に関して、なんらかの利用権が存在する場合、権利の使用許諾にともなうロイヤルティのフローは、別に識別されるべきである。

(c) 国民経済計算上の「生産」概念の整理

1993年SNA第1.20段では、「生産とは、労働と資産とを使用し、制度単位の責任と支配と管理のもとに行なわれる、財・サービス投入を他の財・サービス産出に変換する物理的過程である」と規定している。1993年SNA上でも、「生産」は、「物理的過程」なのであり、したがって、世界1に属するプロセスとみなされていることが確認できる。生産境界は、世界1の中を走っているのである。

「制度単位の責任と支配」ということばをそれが主体の支配ばかりでなく倫理的責任がともなう<責任領域>のもとで行なわれる活動であることを意味すると理解したい。自然のプロセスとは区別される人間の関与の存在も、ある活動を生産とみなすのに必要な条件である。それは、さしあたって、「ひとつないし複数の単位の責任領域のもとで、そのいずれかの単位の活動によってひきおこされた、世界1の範囲で記述することができる、なんらかの変化」ではあろう。そうした変化は、単位1の責任領域にあるベクトル  $a$  や単位2の責任領域にあるベクトル  $b$  の、一方または両方の変化 ( $a$   $a'$ 、 $b$   $b'$ ) である。

しかし、この定義では、「生産」だけでなく、「消費」、さらに「外部性」をも包摂した定義になってしまっている。

「生産」と「外部性」との区別は微妙である。ヒルは、1977年の論文で、ある経済単位が他の経済単位に対して、両者の事前の同意のもとに行なう、後者の単位の状態、あるいは後者の単位が所有する財の状態に変化をもたらす活動として「サービス」を定義したうえで、両者の事前の同意なしにもたらされた状態の変化を「外部性」として定義した。事前の同意があるかどうかで、物理的記述(世界1)としては異なるところのない活動が、生産に含められたり、含められなかったりすることになる。

生産、外部性、消費の区別は、「意味づけ」の問題である。サービスは、<変化>であるから、ここで述べられた変化の多くは(一方の単位が他方の単位に行なった)サービスとして記述される可能性があることを考慮したうえで、生産でも外部性でもない変化は、

消費として識別されることになるだろう。ここでは、狭義の生産の境界とでもいうべきものが導入され、それを記述するには、世界2要素を持ち出す必要がある。「契約」(私は、あるいはA氏は、B氏とどのような条件で合意している、と思っている)も、そのような世界2要素である。主体の目的のようなアイデアもここで登場させることができる。しかし、あらためて注意する必要があるのは、主体の意味づけ(たとえば、「自分が今やっていることは遊び、趣味、ボランティア等々としてやっているものであり、仕事ではない」)を無視したほうがよいケースは、いくらでもあるだろうということである。たとえば、環境問題への会計的アプローチを追求する場合、地球環境にもたらされた変化はすべて会計的説明の対象とする必要があるだろう。

世界3は、著作権その他さまざまな排他的権利と結びついている。一国政府あるいは国際社会は、ある種の新しいアイデア(世界3の「住人」としての)の創造を促すために、そうした法的権利を創出し、保護しようとしている。そのため、個別主体としては世界3への産出を、経済的な意味での生産のように取り扱い、そうした権利をあたかも通常の資産のように取り扱っても支障をきたさないような、制度的枠組みが創出されているかもしれない。しかし、よく言われるように、情報(記号表現によってあらわされている内容)あるいは世界3そのものは、いわば「公共財」である。しかもそれは自律的に成長する。世界3への<産出>は、経済的意味での産出ではありえない、主体の識別する現実を再構成しうるデータを用意すること(そして、それを、たとえば、一種のサテライト勘定として表章すること)は必要であろう。しかし、国民経済計算は、たとえば、この場合であれば、知的所有権の保護が政策的に妥当な水準にあるかどうかを判断しうる素材を提供しなければならない。それは、制度的与件のもとに行動する民間の経済主体の識別する現実と同じものではない。

#### 4. 福祉国家の国民経済計算をめざして

1882年3月11日、エルネスト・ルナンは、ソルボンヌで行なった有名な講演の結論部分で次のように述べている。<sup>29</sup>

「国民とは、したがって、人々が過去においてなし、今後もなおなす用意のある犠牲の感情によって構成された大いなる連帯心なのです。それは過去を前提はします。だがそれは、一つの確かな事実によって現在のうちに要約されるものです。それは明確に表明された共同生活を続行しようとする合意であり、欲望です。個人の存在が生命の絶えざる肯定であると同じく、国民の存在は(この隠喩をお許してください)日々の人民投票なのです。」

排外主義的要素を取り去った、合意を形成すべき<主体>としての「国民」に対して、その合意形成のために必要な材料を勘定の形式をもった統計データとして提供すること、

---

<sup>29</sup> エルネスト・ルナン(Ernest Renan) / 鵜飼哲訳「国民とは何か」E・ルナン、J・G・フィヒテ、J・ロマン、E・バリバール、鵜飼哲著、鵜飼哲、大西雅一郎、細見和之、上野成利訳『国民とは何か』(インスクリプト、1997年)所収、62頁。

それが国民経済計算の意義であると考えたい。

わが国で長い間「新 SNA」と呼び慣わされてきた、1968 年 SNA は、たんに、ケインズ的な有効需要管理政策を支える統計データの枠組みを与えるものであっただけでなく、福祉国家の政策形成の基礎となる幅広い統計データの枠組みを提供するという方向に向かって一步を踏み出したものであったといつてよいだろう。そのことは、たとえば、その意欲的な政府目的分類、社会保障基金の内訳部門としての独立などに見いだすことができる。

失業の克服が福祉国家にとっても、重要な課題でありつづけていることは自明のことであるが、アマルティア・センの用語によって説明するならば、人々のケイパビリティに注意を払い、ケイパビリティ上の、あるいは、その他のリスクを共同管理することこそ、福祉国家を定義づけるといってもよい特徴である。<sup>30</sup>

しかし、今回の SNA 改訂のプロセスのほとんどが新自由主義が英米を席卷した時期に行なわれたこと、そして、アンソニー・ギデンズが書いているように、「新自由主義の真骨頂の一つは、福祉国家に対する敵意」<sup>31</sup>だったことが 1968 年 SNA によって示された方向を挫折させざるをえないことも明らかなことであつたらう。制度主体の過度の重視もそうであるが、「帰属」への一種の敵視も、そのあらわれと考えることができるであろう。この方向は、1993 年 SNA の草稿執筆者として T.P.ヒルが選ばれたこと、さらに、コア・モジュール方式の不採用によって、大きく後退した。それとともに、西欧での保守主義の退潮と社会民主主義の再生があつた。第 2 次大戦後のそれではないにしても、福祉国家は、いちおう息を吹き返したのである。国民経済計算は、福祉国家の中で期待される役割を、持っており、それを果たし続けていくであろう。

世界 1 上で生産 + 外部性 + 消費が区別されず、狭義の生産境界が人々の意味づけという世界 2 に依存したものであることを前節で見た。経済主体の意味づけだけにしたがって経済活動を記録することが福祉国家の政策形成の指針となるデータを作成するうえで、必ずしも適切でない場合はいくらでもある。そこにこそ、帰属の必要性がある。<sup>32</sup>さらに、福

---

<sup>30</sup> 「リスクを共同管理する」福祉国家については、アンソニー・ギデンズ / 佐和隆光訳『第三の道 効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社、1999 年、194 頁など。(原著: Anthony Giddens, *The Third Way*, Polity Press, 1998.) 同書でギデンズは、「福祉国家」を人的資本に積極的に投資する「社会投資国家」へ発展させてゆくことを構想している。

<sup>31</sup> ギデンズ、『第三の道』、前掲訳書、34 頁。もっとも、福祉国家が危機にさらされたのは、別に、新自由主義の隆盛だけが原因ではない。ギデンズが『第三の道』の中で指摘しているような、戦後の福祉国家 = 社会民主主義が自明の前提としていた、諸々の社会特性が失われていったことも重要である(ギデンズ、前掲訳書、39 頁以降)。中でも、ギデンズがそのような諸特性のうちでまっさきにあげているのは、「夫が一家の稼ぎ手であり、妻が専業主婦であり妻であるような、家族のあり方」であつたことは、注目に値する。専業主婦の問題とも絡むが、婦人・年少者に関する規制、労働時間規制、安全規制、解雇に関する規制等々の、労働供給抑制政策は、福祉国家の重要な柱だったということを主張したい。

<sup>32</sup> ただし、統計が諸主体に再帰的(ギデンズ)に影響を与える可能性があり、個別主体が統計(経済学)的に見られた合理性の線に沿った意識をもつ可能性はある。個別主体の限

社国家の政策形成に役立てるうえで、もうひとつのタイプの帰属である、「帰属費用」を計上する意義を強調したい。この概念は、環境・経済統合会計でヴァージョン であらわれた「帰属環境費用」に見られるもので、政策目標を達成するうえでのコストを明示することによって、合意形成の促進に役立てようとするものである。

例として、家計が典型的に行なういくつかの無償の活動の取り扱いを議論したい。

『日本経済新聞』1995年4月12日付け「生活家庭」欄の福永佳津子「幼児虐待に“日米摩擦”」という記事がある。「米国では危機回避能力のない子供（例えばカリフォルニア州では13歳以下）を、親はそれに代わる監督者なしに、放置することを各州法で禁じている。悪意なき放置でも見付かればおとがめは必至だ。車の中のみならず、家の中もその対象になる」という。車に子供を放置するケースは、さすがに日本でも問題になるだろうが、「鍵っ子」という言葉に象徴されるように、子供に留守番をさせることは、日本では、許容される範囲内のことであると思われるかもしれない。しかし、ここでは、子供の放置が容認されるべきでなく、もし、それがあれば、社会的コストが発生しているとしてみよう。

「家事・育児・介護のサテライト勘定」とでもいうべきものを作成して、生産・処分・蓄積の全側面から問題を見てゆく必要がありそうである。ここでは、育児に問題をしぼることにする。すべての子供が放置されている状態を出発点（デフォルト）にしよう。放置（鍵っ子）には、「帰属育児費用」が発生している。それを0にすることが政策目標になるだろう。さらに、ここでは、税・年金負担や年金給付の問題が絡んでいる。

帰属育児費用を除去するためには、いくつかの方法があるだろう。

- 1) 夫婦が自分で育児をする。（専業主婦の場合である。）
- 2) 家政婦をやとう。（かなり夫婦の合計所得が高い場合であろう。）
- 3) 託児施設を利用する。（保育所のほか、学校も託児サービスという隠れたサービスをしている。もちろん、後者は、だれでもが利用する。保育所にも学校にも公的援助が入っていることに注意しなければならない。）
- 4) 夫婦以外の家族。（夫婦のどちらかの母親などが育児を引き受ける場合などである。）

うえのすべての場合に通用する生産、処分、蓄積勘定を以下のように定式化できるだろう。自己向上という、ここで便宜的に導入した用語について説明を加えておく必要がある。結婚した女性が、仕事を継続しないと、組織の中で人的資本の蓄積ができなくなるということは、家事と貨幣的労働との選択の問題に絡めてよくいわれる論点である。家事とくに

---

定合理性に社会科学が影響をあたえている。女性が外に出て働くか、家事に専念するかということを経理的に考えることは、1世紀前にはありえなかったであろう。ギデンズの「再帰性」(reflexivity)と統計との関連については、アンソニー・ギデンズ/松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? モダニティの帰結』、而立書房、1993年、53-63頁。(原著: The Consequences of Modernity, Polity Press, 1990.)

育児に専念することも、明らかに経験を蓄積することであるが、社会的に評価されているとはいいがたい。ただし、専業主婦がその自由時間をいかして資格を取得したりすること（消費に含まれる自己向上要素）にも注意しなければならない。

そのような自己向上要素が人的資本形成と言えるかどうかは微妙である。人間の身体は、物質的なものであるから、それを健康にしたり、頑健にすることは、世界1的に記述できる。育児に関して、あるいは、会社組織の中で、知識、ノウハウを身につけるプロセスはどうであろうか。世界3のある部分をインプットしていることと見ることができるが、知識を得るプロセスには、世界2が当然のこととして介在する。世界2を捨象すると、これは、フロッピーを機械に挿入することと似ている。大部分の労働には、そうした世界3のインプットが必要である。<sup>33</sup>これをどうアカウントすべきかである。ここでは、労働の質を向上させるそうした要素に対して、被用者からの支払を帰属することにする。帰属支払額は、報酬と相殺される、別の言い方をすれば、経験の蓄積の社会的評価に対応する帰属支払額を含む報酬を計上する。

帰属育児費用は、当該家計が責任をもつべき児童の放置に対して借り方に計上されている。帰属費用の評価は、社会の政策設計に依存する。それは、帰属育児費用を0とするように、上記のいろいろな対策が動員されることになるだろうからである。ここでは、自己育児サービスの「下請け」として、それが計上されている。

税・年金負担は、区別せず、垂直的公平さを家計単位で考えている。そのうえで、家計の所得を無償労働や保育所などへの補助金、教育関係の政府支出を含めた93SNAの調整可処分所得ベースで捉え、なおかつ自己向上分を「上乘せ」する。そのうえで、新しい「調整可処分所得」を定義している。

統計とモデルとの境界を侵犯する可能性があるが、帰属育児費用を0にする具体的方策を組み込んで、一国経済の営みがどのように変化するかをシミュレートしてみるべきであろう。帰属環境費用について、それが波及効果を考慮に入れていないという批判にも、同種のシミュレーションを行なうことによって答えるべきである。CGE (Computable General Equilibrium) 分析が有効であろう。

---

<sup>33</sup> 運動能力にも世界3要素であるイメージ（ボールを投げるときの放物線のイメージ）が関連していることに注意すべきであるかもしれない。

生 産

自己育児サービス (夫婦分)	育児の家計生産 [ 帰属費用に対応する育児生産 ]
自己育児サービス (両親分)	
市場育児サービスの購入 (補助金控除前)	
非市場育児サービス (学校を含む)	
育児の中間消費	
育児の固定資本減耗	
[ 帰属育児費用 ]	
純付加価値	

処 分

育児サービス	純付加価値 貨幣被用者報酬 有償労働に含まれる 自己向上要素 無償労働報酬 無償労働に含まれる 自己向上要素
その他の現実最終消費 (控除)	その他の分配要素所得 (控除) 税・年金負担 年金給付
消費に含まれる自己向上 貯蓄 ([ 帰属後貯蓄 ]) (含 自己向上)	現金社会移転 (補助金を含む) 現物社会移転
調整可処分所得の使用	調整可処分所得

蓄 積

自己向上 その他	貯蓄
-------------	----